

答申第 552 号

平成 23 年 2 月 23 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 22 年 3 月 30 日付けで諮問された人事考査委員会の運営に関する文書一部非公開の件（諮問第 601 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

神奈川県人事考査委員会議の運営に関する文書のうち、別表に掲げる情報は、公開すべきである。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事が、平成22年2月19日付けで、神奈川県人事考査委員会議（以下「委員会議」という。）の運営に関する必要事項を定めた文書（以下「本件行政文書」という。）を一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）は、原則公開を規定しており、実施機関は本件行政文書を公開すべきである。

イ 神奈川県人事考査委員会議規程（以下「会議規程」という。）は、県ホームページ等で公表されている。会議規程第9条は「この訓令に定めるもののほか、委員会議の運営に関し必要な事項は、別に定める」と規定しており、当該必要事項を定めた文書を非公開とする理由はない。

ウ 本件行政文書に記載された内規は、公正かつ円滑な人事の確保を目的として設けられたものである。本件行政文書を公開すると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明には、具体性及び客観性が認められない。

## 3 実施機関（総務局企画調整部行政事務監察課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、会議規程第9条に基づき、「委員会議の運営に関し必要な事項」として、考査事務に係る決裁区分を定めたものである。

### (2) 条例第5条第4号該当性について

本件行政文書のうち、文書名及び根拠を除く部分（以下「本件非公開情

報」という。)は、考査事務に係る決裁区分として、人事上の措置も含めた懲戒処分等(以下「処分等」という。)の内部的な取扱いを具体的に記載したものである。

したがって、本件非公開情報は、公開することにより考査事務の遂行に当たって外部からの不当、不要な干渉等を受ける懸念が生じるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号に該当する。また、処分等の実効性の担保という観点からも、同号に該当するものと判断した。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、委員会議の運営に関する必要事項として定められた、考査事務に係る決裁区分等が記載された文書である。

##### (3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 実施機関は、本件非公開情報は、公開することにより考査事務の遂行

に当たって外部からの不当、不要な干渉等を受ける懸念が生じること、また、処分等の実効性の担保という観点から、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第5条第4号に該当する旨説明している。

一方、不服申立人は、実施機関の説明には具体性及び客観性が認められない旨主張している。

エ 当審査会において確認したところ、本件行政文書には、処分等に係る決裁区分及び当該区分に応じた決裁手続が具体的に記載されており、本件非公開情報をすべて公開すると、実施機関が行う考査事務の遂行に当たり、処分等の内容等を決定する者（以下「決裁者」という。）が明らかになることが認められる。

オ 職員が職員の行為を評価するという考査事務の性質を考慮すれば、本件非公開情報を公開すると、外部からの干渉等を受ける等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明には、相当の理由があるものと認められる。

カ しかしながら、本件非公開情報のうち、決裁手続が記載された部分（以下「本件決裁手続」という。）を除いた情報は、公開しても、決裁者は明らかにならないことから、当該情報を公開することにより外部からの干渉等を受けるおそれが生じるとまでは認められない。

また、処分等の実効性の担保といった点を考慮しても、当該情報を公開することにより、考査事務の適正な遂行に支障を及ぼす事態が生じるとは考え難い。

キ さらに、本件決裁手続の一部については、神奈川県人事事務取扱規程等に基づく手続が記載されたものであることから、公開することにより、考査事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められない。

ク 以上のことから、本件非公開情報のうち、本件決裁手続を除いた情報及び本件決裁手続の一部については、条例第5条第4号に該当しないが、これらの情報を除いた情報は、公開することにより、考査事務の遂行に当たり外部からの干渉等を受ける等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、同号に該当すると判

断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

本件非公開情報のうち、本件決裁手続を除いた情報
-------------------------

本件決裁手続のうち、上から数えて1番目及び6番目の決裁区分に記載された情報
---------------------------------------

## 別 紙

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 3 月 31日	○ 諮問受理
4 月 7 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4 月 23日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
4 月 28日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
4 月 30日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
9 月 14日 (第100回部会)	○ 審議
10月 1 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
10月 13日 (第101回部会)	○ 審議
11月 9 日 (第102回部会)	○ 審議
12月 27日 (第103回部会)	○ 審議
平成23年 1 月 25日 (第104回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
交告 尚史	東京大学大学院教授	
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部会員
玉巻 弘光	東海大学教授	会長職務代理者 部会員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成 23 年 2 月 23 日現在) (五十音順)